

ディスクロージャーニュース 臨時号（平成21年5月）

1. 平成21年3月期・有価証券報告書のチェックポイント
2. 平成21年3月期提出用「内部統制報告書」の
作成上の留意点について

総合ディスクロージャー研究所

 宝印刷株式会社

はじめに

『R I D ディスクロージャーニュース vol. 4』（4月号）において、「平成 21 年 3 月期における有価証券報告書作成上の留意点について」を掲載した後、総括的な「チェックリスト」を作成し、また、平成 21 年 3 月期が提出初年度となる「内部統制報告書」の作成に当たり、平成 21 年 4 月 2 日に金融庁から公表されました「内部統制報告書制度に関する Q & A（追加分）」を基にした同報告書の作成上の留意点を取りまとめました。

本書は、これらの内容を『R I D ディスクロージャーニュース』の「臨時号」として発行させていただくものです。

本書が「有価証券報告書」並びに「内部統制報告書」作成に当たり、適正な情報開示のための一助となれば幸甚です。

平成 21 年 5 月

総合ディスクロージャー研究所
宝 印 刷 株 式 会 社

目 次

1. 平成 21 年 3 月期・有価証券報告書のチェックポイント（公認会計士 山添清昭）…………… 1
2. 平成 21 年 3 月期提出用「内部統制報告書」の作成上の留意点について
（宝印刷株 総合ディスクロージャー研究所主任研究員 川崎治夫）…………… 49

平成 21 年 3 月期・有価証券報告書のチェックポイント

公認会計士 山 添 清 昭

目 次

I. はじめに	1
II. 有価証券報告書作成に係る主な改正点	1
III. 平成 21 年 3 月期・有価証券報告書のチェックポイントについて	10

I. はじめに

有価証券報告書は、事業年度経過後 3 ヶ月以内に各財務局に提出することが義務づけられています（金融商品取引法第 24 条第 1 項）。平成 21 年 3 月期の有価証券報告書を作成・提出する時期が近づいてまいりました。

有価証券報告書に訂正を必要とするものがあると認められたときには、訂正報告書の提出が求められています（金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項）。有価証券報告書を作成するに当たって、提出後に訂正報告書を提出することのないよう、特に留意する必要があります。また、当期においても、各種の新会計基準が適用されるとともに、開示府令及び連結財規等の改正が行われ、留意すべき事項が多くあります。

このような状況下、平成 21 年 3 月期の有価証券報告書の作成を控え、有価証券報告書の記載事例の把握と有価証券報告書の作成上の留意点の確認は不可欠であります。

本稿では、有価証券報告書作成に係る主な改正点をまとめていますので、ご確認ください。また、「平成 21 年 3 月期の有価証券報告書のチェックポイント」について、チェックリスト形式で作成していますので、有価証券報告書の実際の作成の段階、提出の最終チェックにご活用ください。

なお、有価証券報告書の作成上のチェック項目や留意点については、第三号様式記載上の注意や財団法人財務会計基準機構（F A S F）の「有価証券報告書の作成要領（平成 21 年 3 月期提出用）」を参考にしています。

なお、本文中意見に関する部分は、私見であることをあらかじめお断りしておきます。

II. 有価証券報告書作成に係る主な改正点

平成 21 年 3 月期の有価証券報告書作成に係る主な改正には、次のものがあります。

当期より強制適用が求められるもの、当期より早期適用が可能とされるものがあります。それぞれの改正の主な内容、有価証券報告書の該当箇所を、ご確認ください。

項目	改正規則	改正の主な内容と 有価証券報告書の該当箇所
1. 継続企業の前提に関する取扱いの改正	<p>●平成 21 年 4 月 9 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、継続企業の前提に関する監査の実施手続、継続企業の前提に関する意見表明についての取扱いが改正された。</p> <p>●また、平成 21 年 4 月 20 日付けで「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布、施行された。</p>	<p>★改正前の財務諸表等規則では一定の事象又は状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記を要するとされていましたが、当該規則を改め、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、連結財務諸表、財務諸表に次の事項を注記することとしています。</p> <p>①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>★改訂後の監査基準では、「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確認しなければならない」こととしています。</p> <p>★平成 21 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表（事業年度に係る財務諸表）について適用されます。</p> <p>★有価証券報告書の以下の箇所に影響がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業等のリスク ・ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析 ・ 注記事項（継続企業の前提に関する注記）

<p>2. 金商法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項</p>	<p>● 平成 20 年 3 月 28 日付改正府令 (内閣府令第 10 号)、内部統制府令 (平成 19 年 8 月 10 日内閣府令第 62 号)、平成 19 年 8 月 15 日付改正府令 (内閣府令第 65 号) 等が公表された。</p>	<p>★金商法施行に伴う開示府令等の改正に伴い、以下の有価証券報告書の各所に影響がありますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類株式の発行 ・ 監査報酬の内容 ・ 経理の状況 冒頭記載 ・ 監査公認会計士等の異動 ・ 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 ・ 確認書 ・ 内部統制報告書
<p>3. リース取引に関する事項</p>	<p>● 平成 19 年 3 月 30 日に「リース取引に関する会計基準」〔企業会計基準第 13 号〕等が改正・公表された。また、平成 19 年 8 月 15 日付改正府令 (内閣府令 65 号) により、<u>連結財規等</u>が改正された。</p>	<p>★<u>所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。</u>所有権移転外ファイナンス・リース取引について、これまでオフバランス処理し、注記として開示していた情報を、オンバランス処理することになりました。</p> <p>★<u>借手は、リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上します。リース資産の減価償却費については、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定します。</u></p> <p>★平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されます。</p> <p>★有価証券報告書の以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結貸借対照表 ・ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 ・ 注記事項 ・ 借入金等明細表 ・ 貸借対照表 ・ 重要な会計方針 ・ 会計方針の変更 ・ 有形固定資産等明細表

<p>4. 棚卸資産の会計処理に関する事項</p>	<p>●平成18年7月5日に「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が公表された。</p>	<p>★棚卸資産を通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産に区分し、前者については収益性の低下による簿価切下げという考え方に基づく評価基準が適用されます。また、後者については「金融商品に関する会計基準」における売買目的有価証券に関する会計処理に準じた取扱いをすることとなります。</p> <p>★平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されます。</p> <p>★有価証券報告書の以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 ・会計方針の変更 <p>★平成20年9月26日に公表された後入先出法の廃止は、平成22年4月1日以後開始する事業年度からの適用になりますのでご注意ください。</p>
<p>5. 関連当事者の開示に関する事項</p>	<p>●平成18年10月17日に「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)等が公表され、また、平成19年8月15日付改正府令(内閣府令第65号)で「連結財規等」が改正された。</p>	<p>★この基準の適用により、「関連当事者の範囲及び取引の範囲が拡充します」(会計基準第5項、第6項～第9項参照)。</p> <p>★関連当事者との取引に関する開示として、「関連当事者に対する貸倒懸念債権や破産更生債権等に係る情報(貸倒引当金繰入額や貸倒損失等)」も開示(会計基準第10項(8)参照)の対象となります。</p> <p>★平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されます。</p> <p>★有価証券報告書の以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注記事項(追加情報)

<p>6. 在外子会社の会計処理に関する事項</p>	<p>●平成 18 年 5 月 17 日に「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号)が公表された。</p>	<p>★本報告は、我が国会計基準における連結財務諸表上のいわゆる「現地主義」の規定を廃止し、当面の取扱いとして、国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準に準拠した連結決算資料の利用については、一定の調整を要件に認めるとしています。</p> <p>★本報告は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用されます。</p> <p>★有価証券報告書の以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
<p>7. 債券の保有目的区分の変更に関する事項</p>	<p>●平成 20 年 12 月 5 日に「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 26 号)が公表された。</p>	<p>★「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 26 号 平成 20 年 12 月 5 日)を適用し、債券の保有目的区分の変更を行っている場合には、会計方針の変更に係る記載を行うとともに、連結財規で規定された注記を行うこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更 ・注記事項 ・会計方針の変更
<p>以下の 8～12 の改正規則は、早期適用する場合の取扱いとなりますので、ご注意ください。</p>		

<p>8. 金融商品の会計処理に関する事項</p>	<p>●平成 20 年 3 月 10 日に「金融商品に関する会計基準」〔企業会計基準第 10 号〕及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号)が公表された。</p>	<p>★金融商品の時価開示が、原則として、金融商品会計基準及びその実務指針・適用指針が適用されるすべての金融商品について適用されることとなります。ただし、重要性の乏しいものは注記を省略することができます。</p> <p>★連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において注記することを要しないとされています。</p> <p>★平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用します。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げないとしています。</p> <p>★早期適用される場合、以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理の状況 冒頭記載 ・ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 ・ 注記事項 (金融商品、有価証券、デリバティブ取引)
---------------------------	---	---

<p>9. 資産除去債務の会計処理に関する事項</p>	<p>●平成 20 年 3 月 31 日に「<u>資産除去債務に関する会計基準</u>」(企業会計基準第 18 号)及び「<u>資産除去債務に関する会計基準の適用指針</u>」(企業会計基準適用指針第 21 号)が公表された。</p>	<p>★<u>資産除去債務の対象となる事象は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものです。</u></p> <p>★<u>資産除去債務を、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上することとなります。</u>資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来支出(キャッシュ・フロー)を見積もり、割引後の金額(割引価値)で算定することになります。</p> <p>★平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用します。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができます。</p> <p>★早期適用される場合、以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結貸借対照表 ・ 連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更 ・ 注記事項 ・ 資産除去債務明細表
<p>10. 工事契約の会計処理に関する事項</p>	<p>●平成 19 年 12 月 27 日に「<u>工事契約に関する会計基準</u>」(企業会計基準第 15 号)及び「<u>工事契約に関する会計基準の適用指針</u>」(企業会計基準適用指針第 18 号)が公表された。</p>	<p>★これまで、長期請負工事に関する収益の計上は、工事進行基準又は工事完成基準のいずれかを選択適用することができましたが、「<u>工事契約に関する会計基準</u>」では、一定の要件を満たすものは工事進行基準を適用し、当該要件を満たさないものは工事完成基準を適用するものとしています。</p> <p>★平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用します。ただし、平成 19 年 12 月 27 日以後、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から早期適用できます。</p> <p>★早期適用される場合、以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更 ・ 注記事項

<p>11. 「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）の適用に関する事項</p>	<p>●平成20年7月31日に「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号）が公表された。</p>	<p>★退職給付債務の計算における割引率の取扱いの一部見直しがされました。退職給付会計基準では、「退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。」とされ、一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき現在価値額に割り引く現価方式を採用しています。この場合における割引率は、従来の退職給付会計基準注解（注6）では、「<u>なお、割引率は、一定の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。</u>」とされていました。改正後の基準では、注解（注6）にあったなお書きを削除し、<u>割引率は期末における利回りを基礎とする</u>ことが明示されました。</p> <p>★平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用します。ただし、平成21年3月31日以前に開始する事業年度から早期適用できます。</p> <p>★早期適用される場合、以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更
<p>12. 子会社及び関連会社の範囲に関する事項</p>	<p>●平成20年5月13日に「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）が公表された。</p>	<p>★適用指針では、子会社及び関連会社の範囲の決定において、「他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合」が明確化された。</p> <p>★平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用します。平成20年9月30日以前に開始する連結会計年度から適用できます。ただし、この場合には、期首から適用することに留意してください。</p> <p>★早期適用される場合、以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更

<p>13. 持分法に関する事項</p>	<p>●平成 20 年 3 月 10 日に「<u>持分法に関する会計基準</u>」（<u>企業会計基準第 16 号</u>）及び「<u>持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い</u>」（<u>実務対応報告第 24 号</u>）が公表された。</p>	<p>★<u>これまで、連結財務諸表原則では、親会社及び子会社の会計処理については、原則として統一するとされていました。一方、投資会社及び持分法適用関連会社については、統一すべきか否かが明示されていませんでしたが、原則として統一することとされました。</u></p> <p>★<u>「持分法を適用する被投資会社の会計処理の統一」として、原則的な取扱い（会計基準第 9 項）と、当面の取り扱い（実務対応報告）が定められました。</u></p> <p>★平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用します。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用することができるとされています。</p> <p>★早期適用される場合、以下の箇所に影響があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更
----------------------	---	--

Ⅲ. 平成 21 年 3 月期・有価証券報告書のチェックポイント について

「平成 21 年 3 月期の有価証券報告書のチェックポイント」について、チェックリスト形式で作成しています。当期改正された箇所については、チェック項目に「★」マークで表示しています。ただし、Ⅱで示した主な改正点のうち、早期適用可能とされる項目については、チェック項目には含めていません。

有価証券報告書の作成の段階、提出の最終チェックの際にご活用ください。

なお、有価証券報告書の作成上のチェック項目や留意点については、第三号様式記載上の注意や財団法人財務会計基準機構（F A S F）の「有価証券報告書の作成要領（平成 21 年 3 月期提出用）」等を参考にしています。これらの書類もチェックの際には、ご確認ください。

平成 21 年 3 月期有価証券報告書のチェックリスト

目次 (三号様式)	チェック項目	チェック
一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の任意的記載事項が、明文化されている。 「以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる」 任意的記載事項が記載されている場合、適切な開示となっているか 	
有価証券報告書の 写しを縦覧に供する 場所	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の取引所の表示に誤りがないか 東京証券取引所→株式会社東京証券取引所 大阪証券取引所→株式会社大阪証券取引所 福岡証券取引所→証券会員制法人福岡証券取引所 	
第一部【企業情報】 第 1【企業の概況】 1【主要な経営指 標等の推移】	<ul style="list-style-type: none"> ●ハイライト情報について、連結財務諸表、個別財務諸表等の各数値と一致しているか ●自己資本比率については、期末ベース、自己資本利益率については、期中平均の金額で算定されているか ●従業員数や自己資本比率等のように、規則等の一部改正によりその定義や範囲に変更が生じ、数値等の継続性が確保できていない場合、重要なものについては、その旨・内容等を脚注しておくことが望ましいとされている。当該開示となっているか ●「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが適当とされている（企財審査 NEWS8-1）」が、当該記載が洩れていないか ●「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」等の適用に伴い純資産額に重要な影響が生じている場合には、その旨を記載することが望ましいと考える。なお、繰延ヘッジ損益の金額が純資産額に含まれることとなった結果、1 株当たり純資産額に重要な影響を与えている場合には、その旨を記載することが望ましいとされている。 当該開示となっているか 	

2 【沿革】	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業集団に係る重要な事項について簡潔に記載されているか 企業集団とは、連結財務諸表提出会社及びその子会社を指す 	
3 【事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結ベースでの記載となっているか 「提出会社及び提出会社の親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業の位置づけ等について、事業の種類別セグメントとの関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと」とされている。当該開示となっているか 「その他の関係会社」とは、「財務諸表提出会社が他の会社の関連会社であった場合における、当該他の会社等をいう」とされている。 (開示省令第1条27の4号) ● 事業の種類別セグメントを連結財務諸表の注記事項として開示していない企業においては、「事業部門等」と関連付けて説明されているか。なお、ここでいう事業部門等の「等」には、地域別セグメントは含まない ● 当連結会計年度において事業の種類別セグメント(事業部門等を含む)の区分を変更した場合には、その旨を記載することが望ましいとされている。当該開示となっているか 	
4 【関係会社の状況】	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載の対象が、非連結子会社及び持分法非適用関連会社を除く「関係会社」全体とされているか ● 関係会社を『親会社』『子会社』『関連会社』『その他の関係会社』に分けて、①その名称②住所③資本金又は出資金④主な事業の内容⑤議決権の所有割合⑥関係内容を記載しているか ● 「重要性の乏しい関係会社」については、社数のみを記載することに止めることができる。なお、重要性の判断については、当該関連会社の規模、グループ業績への貢献度、あるいは将来性等を総合的に勘案して記載することが適当と考えられる。当該開示となっているか ● 「議決権の所有割合」については、「他の子会社による間接所有の議決権がある場合にはその合計を内書すること」とされている。当該記載となっているか ● いわゆる「緊密な者」又は「同意している者」が存在することにより、子会社又は関連会社として判定される会社等がある場合には、記載上の注意において「緊密な者及び同意している者が所有している議決権の割合を併せて記載」することとされている。当該記載となっているか ● 議決権の所有割合が50%超であるにもかかわらず、持分法適用会社とした会社のように、当該区分に記載した理由が読み取れない場合には、脚注においてその内容を簡潔に記載することとされている。当該記載となっているか ● 特定子会社に該当する関係会社がある場合には、その旨を記載することとされている。当該記載が漏れていないか 	

	<ul style="list-style-type: none"> ●「債務超過会社の開示」については、「連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債総額が資産総額を上回っている状況)にある関係会社がある場合、又は連結財務諸表を作成していない場合において重要な債務超過の状況にある関係会社がある場合」には、①その旨及び②債務超過の金額の記載がされているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●また、重要な債務超過の会社が複数社ある場合には「それぞれの会社について記載がされているか 	
5【従業員の状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●連結会社ベースの従業員の状況は、すなわち①提出会社及び②連結子会社合計の従業員の状況について記載されているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ハイライト情報記載の人数と一致しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●連結会社ベースでは、当該連結会計年度末現在における従業員数を、企業の種類別セグメントに関連付けて記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●なお、本社の管理部門等特定のセグメントに区分して記載することができない従業員については、「全社(共通)」といった名称を付した区分を設けて記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ベースの従業員の状況については、賞与を含む「平均年間給与」を記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員数は、就業人員数である旨の記載がされているか 例えば、出向社員については給与がどちらから支給されているかどうかにかかわらず、出向先すなわち実際に就業している会社の従業員に含めて記載することとなる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の定義、臨時従業員の範囲等に関する基準が明定されていないので、各社の実態に応じて記載することになる。その場合、従業員数の算定方法等に関する内容を脚注において記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の人員に著しい増減があった場合には、増減の起因となった事由及び増減人数等を記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●連結会社ベース又は個別ベースにおいて、それぞれ臨時従業員が従業員数の10%以上いる場合には、当連結会計年度末又は当事業年度末までの1年間における年間平均雇用人員数を外書で記載することとされている。当該注記がされているか なお、臨時従業員数は、ハイライト情報にも記載することとなる。 	
第2【事業の状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●業績記載の数値は、財務諸表の数値、セグメント情報の各数値と一致しているか 	
1【業績等の概要】		
(1) 業績	<ul style="list-style-type: none"> ●業績については、「前年同期と比較して分析的に記載すること」とされているが前年同期との数値の比較増減、当該業績に至った背景、要因等についてできるだけ詳しく記載することが適当と考えられる。詳細な記載がされているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により、記載されているか 	

	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の種類別セグメント情報を記載していない場合は、事業部門等の区分により記載することとなっているか 	
(2) キャッシュ・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ●キャッシュ・フローの状況について、「前年同期と比較して分析的に記載」されているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●①現金及び現金同等物の増減状況②営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローの別に、前年同期との数値の比較増減、そこに至った背景等について記載されているか 	
2【生産、受注及び販売の状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業の種類別セグメントに関連づけて記載されているか <p>(参考) 下記ポイント①～④に留意</p> <p>① ただし、業種・業態によりこれにより難しい場合には『1. 業績等の概要』の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。その場合、前述の方法により難い旨、及び理由を明示の上、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの業績説明の中で、各セグメントにおける主力製商品の生産及び受注状況等に係る説明を織り込みながら記載することが適当と考えられる。なお、当該生産及び受注状況等の記載にあたっては、連結ベースで記載することが適当と考えられるが、その代替として提出会社又は特定の子会社に係る生産及び受注の状況がその大半を占めるような場合には、当該会社を明示して記載することも差し支えないと考えられる。</p> <p>② 事業の種類別セグメントに関連付けた記載にあたっては、セグメント間取引の処理方法等について説明することが適当と考えられる。</p> <p>③ 生産、受注及び販売の実績は「金額」で表示することが適当と考えられる。なお、「数値」表示に有用性がある場合、「金額」と併せて記載することは差し支えないものとする。</p> <p>④ グループ内の会社で商品を仕入れて販売する事業を行っており、当該事業規模に金額的重要性がある場合には、卸売・小売業に準じ商品(製品)仕入実績を生産実績に併せて記載することが適当と考えられる。</p>	
3【対処すべき課題】	<ul style="list-style-type: none"> ●連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●なお、前連結会計年度において課題として記載した重要な事項について、その後の経過等も併せて記載されているか 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社¹が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）を定めている場合には、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項（①基本方針の内容、②基本方針の実現に資する特別な取組み、③買収防衛策）を記載することとされている。つまり、会社が基本方針を定めている場合には、事業報告で記載すべき基本方針の内容等を有価証券報告書においても記載することとされたことになるが、当該記載が漏れていないか
4【事業等のリスク】	<ul style="list-style-type: none"> ● 「事業等のリスク」の記載について、以下の記載が適切にされているか <ul style="list-style-type: none"> a 有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 <ol style="list-style-type: none"> ① 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況の異常な変動、 ② 特定の取引先・製品・技術等への依存、 ③ 特有の法的規制・取引慣行・経営方針、 ④ 重要な訴訟事件等の発生、 ⑤ 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は判断した時点に記載することになる。その旨の記載がされているか
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「事業の状況」、「経理の状況」等他の記載事項に直接的に記載されていない内容でも幅広く捉えて一括して記載する。当該記載となっているか
改正点	<ul style="list-style-type: none"> ★ 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載することとされました。当該記載が漏れていないか
5【経営上の重要な契約等】	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、分割が行われる場合や事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約等が行われる場合において、経営上の重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することになる。当該記載が漏れていないか
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「業務執行を決定する機関により決定された場合には」記載することとされ、合併契約の締結等が行われていなくても、当該契約等が機関決定されている場合には記載することとされる。当該記載となっているか

		<ul style="list-style-type: none"> ●【経営上の重要な契約等】について、提出日現在において契約期間が満了している場合又は契約を更新している場合等には、その旨を脚注において記載することが望ましいとされている（企財審査NEWS 第4—1号）。当該記載が漏れていないか 	
6【研究開発活動】		<ul style="list-style-type: none"> ●連結ベースで記載されているか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発活動の状況に加え、研究開発費の金額を事業の種類別セグメントに関連づけて記載することとなっているか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●連結財務諸表・個別財務諸表の研究開発費の金額と整合性があるか 	
7【財政状態及び経営成績の分析】		<ul style="list-style-type: none"> ●【財政状態及び経営成績の分析】の記載について、以下の記載が適切にされているか 有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●将来に関する事項を記載する場合には、判断した時点を記載することになっている。当該記載がもれていないか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●【財政状態及び経営成績の分析】の記述は、「業績等の概要」、「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」等における記載内容と整合性がとられているか 	
	改正点	<ul style="list-style-type: none"> ★4【事業等のリスク】において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされました。当該記載が漏れていないか 	
第3【設備の状況】		<ul style="list-style-type: none"> ●連結ベースでの記載となっているか 	
1【設備投資等の概要】		<ul style="list-style-type: none"> ●設備投資の目的、内容及び投資金額を事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に説明するまた、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を事業の種類別セグメントに関連付けて記載するとされている。当該記載がされているか 	
2【主要な設備の状況】		<ul style="list-style-type: none"> ●「主要な設備」について、提出会社、国内子会社及び在外子会社の別に事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額、従業員数について、事業の種類別セグメントに関連付けて記載されているか 	

	改正点	<p>★作成要領の記載様式では、リース会計基準の改正に伴い、当期より設備の種類別の帳簿価額に、「リース資産」の欄が追加されています。「リース資産」の欄が記載されているか</p> <p>または、リース資産を有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めているため、貸借対照表の表示に合わせてリース資産を各科目に含めて開示しているか</p>	
		<p>●記載対象には、連結会社以外の者から賃借しているもの（リース資産を含む。）が含まれるので留意が必要である。この場合、帳簿価額の代わりに、年間賃借料（リース料）等を記載することが適切と考えられる。記載されているか</p>	
3【設備の新設、除却等の計画】		<p>●連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容が、事業の種類別セグメントに関連付けて記載されているか</p>	
第4【提出会社の状況】	改正点	<p>★平成20年12月5日付の開示府令の改正により、会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、第4【提出会社の状況】において、当該株式の種類ごとに関連する事項について開示される項目があるので、ご注意ください。</p>	—
1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】	改正点	<p>★会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載することとされている。これらの記載がされているか</p>	
①【株式の総数】 ②【発行済株式】	改正点	<p>★「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載することとされており、会社が会社法107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載することとされている。また、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条2項に規定する定款の定めの有無を記載することとされている。これらの記載がされているか</p>	
		<p>●単元株制度を採用していない会社の場合には、「内容」の欄にその旨を記載することが適切と考えられる。記載されているか。</p>	
(2)【新株予約権等の状況】		<p>●旧商法に基づき転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合、当事業年度の末日及び有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債又は新株引受権の残高等の記載が必要とされる。記載月を誤っていないか</p>	
		<p>●【新株予約権等の状況】については、様式上の記載項目とされていることから、該当がない場合でも項目自体は省略せず、該当のない旨を記載することになる。記載が省略されていないか</p>	
	改正点	<p>★平成20年12月5日付の内閣府令の改正により、記載上の注意(21)aにおいて新株予約権の目的となる株式の種類に関する事項には、内容についての記載も含むこととされている。当該記載が漏れていないか</p>	

(3)【ライツプランの内容】	● <u>いわゆる買収防衛策の一環として、新株予約権を発行している場合には、【ライツプランの内容】の欄に記載することとされている。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみ記載することができる</u> とされているが、正しく記載されているか。また、該当ない場合も、記載が省略されていないか	
	● <u>【ライツプランの内容】の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない</u> とされている。 <u>いわゆる事前警告型の買収防衛策については、「第2【事業の状況】」の「3【対処すべき課題】」に記載することになっている。</u> 正しく記載されているか	
	● <u>ライツプランの内容は、事業年度末日現在において、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合には記載するものと考えられるが、その後の決議により当該新株予約権が付与され、その内容に重要性がある場合には、制度の趣旨からして、提出日までをフォローした記載とすることが望ましい</u> とされている。当該開示となっているか	
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】	● <u>資本金の推移</u> のほか、 <u>発行済株式総数及び資本準備金の増減・残高</u> を併せて記載するとされている。 <u>貸借対照表と整合性があるか</u>	
(5)【所有者別状況】	● <u>平成17年3月31日付の開示府令の改正により、いわゆる実質主義により記載を行うことが明確化されている。当該取扱いへの対応は正しくされているか</u>	
	改正点 ★ <u>記載上の注意(24) aにおいて「会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること」とされた。当該記載が漏れていないか</u>	
	● <u>株券不発行会社となっていない会社が旧商法による端株制度を採用していた場合であって、会社法整備法施行の際に端株が現に存する場合は、「単元未満株式の状況」欄を「端株の状況」と変更して記載するなどの方法が考えられる。</u> 当該開示となっているか	
(6)【大株主の状況】	● <u>大株主については、いわゆる実質主義によって、所有株式数の多い順に10名程度について記載</u> することとされている。当該記載とされているか	
	改正点 ★ <u>記載上の注意(25) cにおいて「会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること」とされた。当該記載が漏れていないか</u>	
	● <u>当事業年度に主要株主の異動(主要株主であった者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかった者が主要株主になること)があった場合</u> には、その旨を注記する必要がある。当該注記が漏れていないか	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 期末後、有報提出日までに商号変更等で株主の氏名または名称が変更された場合、または、住所に変更があった場合には、注記等によりその旨を補うことが適当と考えられるが、当該記載がされているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人株主の住所を市区町村名までで差し支えないとする取扱い（記載上の注意（25）c）が示されている。当該取扱いで記載する場合法人の住所を誤って市区町村名までとしていないか 	
<p>(7)【議決権の状況】</p> <p>①【発行済株式】</p> <p>②【自己株式等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式や名義人から株券喪失登録のある株式がある場合には、①当該株式の数及び当該株式に係る議決権の数を注記するか、又は②「議決権の数」欄に当該株式に係る議決権の数を含まない場合はその旨及び当該株式に係る議決権の数を注記することが適当と考えられる。記載に漏れがないか 	
改正点	<ul style="list-style-type: none"> ★ 記載上の注意（26）aにおいて「各欄に記載すべき株式について、2以上の種類の株式を発行している場合には、株式の種類ごとの数がかかるように記載すること」とされた。当該記載が漏れていないか 	
<p>(8)【ストックオプション制度の内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 【ストックオプション制度の内容】は、提出日現在で記載することとされている。本年6月の定時株主総会においてストックオプション制度の採用を決議した場合の記載が漏れていないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧商法に基づくストックオプション制度を採用している場合、権利行使期間が終了するまでは継続して記載することになる。記載が漏れていないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● スtockオプション制度を導入していなくても、この項目自体は省略できない（この場合、該当がない旨の記載がされているか） 	
<p>2【自己株式の取得等の状況】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)【株主総会決議による取得の状況】、(2)【取締役会決議による取得の状況】は、決議ごとに取得等の状況を記載することになる。なお、「当事業年度前における取得自己株式」の欄は、当該取得の決議が当事業年度前に行われている場合にのみ記載する。 また、これらの取得等の状況は、当該取得の決議による取得期間又はその一部が当事業年度又は当期間に含まれる場合には、当事業年度又は当期間において当該決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載することとされている。 記載が誤っていないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】は、【株主総会決議による取得の状況】に準じて記載することとされている。記載にあたり、【株主総会決議による取得の状況】に係る様式を準用して該当項目のみを記載する方法（非該当項目は「－」）、又は、様式を準用せず該当項目のみを抜き出して記載する方法によっているか 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】は、取得事由ごとに<u>区別せず記載する</u>。なお、当事業年度の「保有自己株式数」の欄は、事業年度末日現在において保有する自己株式について、また、当期間の「保有自己株式数」の欄は、提出日現在に保有するものについて記載することとされている。正しく開示されているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 【自己株式の取得等の状況】は、<u>提出日現在の記載が求められているが、実務上、提出日現在の状況を正確に記載することが困難な場合も考えられ</u>、その場合には、例えば「当期間における取得自己株式には平成〇年〇月〇日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません」等の注記により対応することが考えられる。当該注記が漏れていないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 【自己株式の取得等の状況】は、記載すべき事項がない場合には、当該各項目の見出し及び該当項目はない旨を記載することが必要であると考えられるが、この場合、様式自体（表）の記載は省略することができることとされている。当該開示となっているか 	
3 【配当政策】	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>配当政策については、①配当の基本的な方針、②毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、③配当の決定機関、④当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び⑤内部留保資金の用途について記載することとされている</u>。これら開示項目の記載が漏れていないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めているとき</u>は、その旨を記載することとされている。当該その旨の記載が漏れていないか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>当事業年度の剰余金の配当について、株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記することとされているが</u>、注記が正しく行われているか 	
4 【株価の推移】	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>主要な1金融商品取引所の市場相場という場合における「主要な」とは、「売買高の一番多い」という意で解する</u>ことが適当である。また、<u>市場第一部、第二部等の別も記載</u>することが適当である。当該記載となっているか 	
	<p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ <u>記載上の注意(55) a, bにおいて「2以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合(認可金融商品取引業協会に登録されている場合)には種類ごとに記載すること」とされた</u>。当該記載が漏れていないか 	
5 【役員の状況】	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員就任前の主要略歴としては役員就任直前の役職名を記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>役員の状況の「任期」欄は、例えば、〇年〇月から〇年のようにそれぞれの役員の任期(期間)を適切に記載されているか</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>「役員間に2親等内の親族関係」がある場合その内容を注記</u>されているか 	

		<ul style="list-style-type: none"> ●代表権の有無（常勤監査役の場合の常勤の記載）は重要な事項であり、記載することが適切と考えられる。当該記載が漏れていないか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年3月31日付の開示府令の改正により、「所有株式数」の欄をいわゆる実質主義により記載を行うことが明確化されている。当該記載とされているか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●役員状況には、会計参与についても記載することが適切と考えられる。会計参与設置会社の記載が適切にされているか 	
	改正点	<ul style="list-style-type: none"> ★記載上の注意（36）cにおいて「会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること」とされています。当該記載が漏れていないか 	
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	改正点	<ul style="list-style-type: none"> ★当期より、タイトルが、6【コーポレート・ガバナンスの状況等】と変更され、（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】と（2）【監査報酬の内容等】に区分して記載することになった。当該記載とされているか 	
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】		<ul style="list-style-type: none"> ●提出会社の企業統治する事項（例えば、① 会社の機関の内容、② 内部統制システムの整備の状況、③ リスク管理体制の整備の状況、④ 役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされている。記載漏れがないか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載することとされているが、この記載が漏れていないか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載することとされているが、この記載が漏れていないか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされている。記載漏れがないか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされている。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●また、社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係には、提出会社の役員との二親等以内の関係や提出会社の関係会社の役員就任等を記載することが考えられ、資金的関係には出資等の関係を記載することが考えられる。記載漏れがないか 	

	<p>●業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務（公認会計士法第 24 条の 3 第 3 項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合における監査年数（当該年数が 7 年を超える場合に限る。）、監査業務に係る補助者の構成並びに監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制について具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされている。記載漏れがないか</p>	
	<p>●監査業務に係る補助者の構成については、監査に従事した公認会計士・会計士補等・その他の区分で人数等を記載することが考えられる。人数等の記載が正しくされているか</p>	
	<p>●定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載することとされている。記載漏れがないか</p>	
	<p>●株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした場合には、その事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会で決議できないことを定款で定めた場合には、その事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合には、その内容及びその理由を記載することとされている。記載漏れがないか</p>	
	<p>●会社法施行に伴い、事業報告において役員の報酬等の総額を記載するほか、各役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載することとされたことから（会社法施行規則第 121 条第 4 号、第 5 号）、コーポレート・ガバナンスの項で記載する役員報酬の内容についても報酬等の額だけでなく、会社法の事業報告で記載した内容を記載することが考えられるとされている。 当該開示となっているか</p>	
	<p>●業務を執行した公認会計士が提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合、当該会社が過去に公認会計士法第 24 条の 2 に規定する「大会社等」に該当していたか否かにかかわらず、継続監査年数を計算するものとされている。監査年数の記述は適切か</p>	
	<p>●提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨が記載されているか</p>	
	<p>●コーポレート・ガバナンスの状況は、原則として事業年度末現在で記載することが考えられるが、制度の趣旨から考えて、提出日までに重要な記載事項がある場合には、これをフォローした記載とすることが望ましいと思われる（有価証券報告書の作成要領「作成にあたってのポイント」）。 当該開示となっているか</p>	

	改正点	★会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合、又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載することとされている。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載することとされている。これら記載が正しく行われているか
	改正点	★会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載することとされている。当該記載が漏れていないか
(2)【監査報酬の内容等】	改正点	★(2)【監査報酬の内容等】が新設された。新しいタイトルの記載がされているか
①【監査公認会計士等に関する報酬の内容】	改正点	★【監査公認会計士等に対する報酬の内容】の表に記載すべき報酬は、前連結会計年度及び当連結会計年度に係る報酬として、提出会社の監査公認会計士等に対して、i 提出会社が支払う報酬とii 提出会社の連結子会社が支払う報酬を、iii 監査証明業務に基づく報酬（内部統制監査に係るものを含む）とiv 非監査業務に基づく報酬に区分して記載することが求められている。これら記載内容がすべて記載されているか
	改正点	★本欄に記載すべき報酬は、提出会社の監査公認会計士等に対するもの、つまり提出会社と連結子会社の監査公認会計士等が同一の場合に限られる。例えば、提出会社が監査公認会計士等とは別の監査法人に対して支払う非監査業務に基づく報酬や連結子会社が提出会社の監査公認会計士等とは別の監査法人に対して支払う監査証明業務に基づく報酬は、本欄に記載されない。これらのルールに従い、正しく記載されているか
②【その他重要な報酬の内容】	改正点	★ここに記載されるものには、上記①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】に記載するもののほか、提出会社及びその連結子会社と各々の監査公認会計士等との関係等に即して、提出会社においてその重要性に鑑みて開示が適当と認められる報酬の内容について、具体的にかつ分かりやすく記載するとされている。例えば、提出会社と連結子会社の監査公認会計士等が同一でない場合であっても、連結子会社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する場合には、連結子会社の監査公認会計士等に対して提出会社及び連結子会社が支払う報酬を開示することになる。これらのルールに従い、正しく記載されているか

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	改正点	★非監査業務（財務に関する調査・立案、財務に関する相談、合意された手続業務等）に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載することとされている。上記①の【監査公認会計士等に関する報酬の内容】の該当欄の金額の記載がある場合に、当該非監査業務の内容が記載されているか	
④ 【監査報酬の決定方針】	改正点	★監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載することとされている。記載がされているか	
第5【経理の状況】冒頭の記載	改正点	<ul style="list-style-type: none"> ●作成の根拠となる規則の記載順序は、<u>連結→個別の順</u>とされているか ★<u>前連結会計年度及び当連結会計年度において、公認会計士又は監査法人の異動があった場合には、その旨を記載することとされている。また、当該異動について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項も記載することとされている。該当する異動がある場合記載が漏れていないか</u> ●同一監査法人内における業務執行社員の変更については、記載対象とされない。誤って記載していないか。 ●<u>連結財規及び財規の改正に伴い、開示ガイドライン 24-10 で準用する 5-20 により、改正前及び改正後の連結財規及び財規に基づいて作成している旨を記載することになる。その旨正しく記載されているか</u> ●<u>改正された会計基準等に関して、経過措置を適用する場合などで、連結財規の附則に基づいて注記等に係る所要の記載を行った場合には、経理の状況の冒頭にその旨の記載をすることが望ましいとされている。該当する場合、正しく記載されているか</u> ●<u>連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載しているか</u> 	
1【連結財務諸表等】		<ul style="list-style-type: none"> ●<u>連結財務諸表の作成について、記載上の注意（40）に以下の留意点が示されている。問題となる記載はないか</u> b <u>連結財務諸表の作成に当たっては、<u>連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行う</u>とともに、<u>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等</u>を<u>会社の実態に即して適正に記載する</u>こと。</u> 	
(1)【連結財務諸表】		●【 <u>連結損益計算書</u> 】→【 <u>連結株主資本等変動計算書</u> 】→【 <u>連結貸借対照表</u> 】の数値の照合が確認されているか	
①【 <u>連結貸借対照表</u> 】	改正点	★ <u>平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から X B R L が導入されたことに伴い、【<u>連結貸借対照表</u>】、【<u>連結損益計算書</u>】がそれぞれ、<u>新様式</u>に変更されている。新様式で作成しているか</u>	
②【 <u>連結損益計算書</u> 】	改正点	★ <u>平成 20 年 8 月 7 日に連結財規等が改正され、<u>たな卸資産の記載科目の変更が行われている。正しく表示されているか</u></u> <u>たな卸資産→3 区分、①商品及び製品、②仕掛品、③原材料及び貯蔵品もしくは、「たな卸資産」として一括掲記し、当該項目に属する資産の科目及び金額を注記しているか</u>	

	改正点	<p>★新リース会計基準が適用され、以下の新しい科目が登場する。正しく表示されているか</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース債権及びリース投資資産 <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産もしくは有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めて表示している ・リース債務 	
③【連結株主資本等変動計算書】	改正点	★平成20年4月1日以後開始する事業年度からXBRLが導入されたことに伴い、【連結株主資本等変動計算書】が、勘定科目を縦に記載する様式に変更されている。新様式で作成しているか	
	改正点	★「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月7日)を適用し、利益剰余金の期末残高に加減算が生じる場合には、前期末残高の次に欄を設け、その内容を示した科目を用いて表示する方法が考えられるとされている。該当する場合、当該記載とされているか	
④【連結キャッシュ・フロー計算書】		●キャッシュ・フローの増加と減少の区分を明確にした記載となっているか(区分の欄の記載の仕方)	
		例示：貸倒引当金の増減額(減少：△)	
		●連結キャッシュ・フロー計算書の科目を変更した場合には、表示方法の変更としてその内容が記載されているか	
		●直接法表示と間接法表示について 表示は、「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」に従っているか	
継続企業の前提に関する注記	改正点	★財務諸表等規則等が平成21年4月20日付け、(継続企業の前提に関する注記)の取扱いが改正された。当該注記の記載に該当するか	
	改正点	<p>★連結財務諸表規則第15条の9(継続企業の前提に関する注記)</p> <p>「連結決算日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、連結決算日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>四 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別</p>	
	改正点	★該当する場合、新ルールに従って、注記が記載されているか	
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>●「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」</p> <p>1号から7号までが規定されている。下記記載が適切にされているか</p> <p>1号「連結の範囲に関する事項」</p>	

	<p>●開示対象特別目的会社がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項の記載が求められる。ルールに従い正しく記載されているか</p> <p>2号「持分法の適用に関する事項」</p> <p>3号「連結子会社の事業年度等に関する事項」</p> <p>4号「会計処理基準に関する事項」</p> <p>5号「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」</p> <p>6号「のれん及び負ののれんの償却に関する事項」</p> <p>7号「連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲」</p>	
	<p>●重要な資産の評価基準及び評価方法が適切にされているか</p> <p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券（作成要領参照）</p> <p>売買目的有価証券…時価法（売却原価は主として移動平均法により算出している）</p> <p>満期保有目的の債券…償却原価法</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算出している）</p> <p>時価のないもの…移動平均法による原価法</p> <p>②デリバティブ（作成要領参照）</p> <p>③運用目的の金銭の信託（作成要領参照）</p>	
<p>改正点</p>	<p>④ たな卸資産</p> <p>★「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応した会計方針の記載がされているか</p> <p>ア. 通常の販売目的で保有するたな卸資産</p> <p>主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>イ. トレーディング目的で保有するたな卸資産</p> <p>時価法</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。・・・（以下記載省略）</p>	
<p>改正点</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法（作成要領参照）</p> <p>★新リース会計基準に対応した会計方針の記載がされているか</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>③リース資産</p>	

改正点	<p>★所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている（作成要領参照）。該当する場合、正しく記載されているか</p>	
	<p>(ハ) 重要な引当金の計上基準 ①退職給付引当金（作成要領参照） ●3つの差異についての会計処理の記載がされているか</p>	
	<p>(ニ) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準（作成要領参照） ●奨励事項としての記載である。記載されている場合、「換算差額」の記載場所の表現が正しく変更されているか</p>	
	<p>(ホ) 重要なヘッジ会計の方法（作成要領参照）について ●以下の記載が適切に行われているか ①ヘッジ会計の方法 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ③ヘッジ方針 ④ヘッジ有効性評価の方法</p>	
改正点	<p>(ヘ) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①消費税等の会計処理 ②連結納税制度の適用 ③収益及び費用の計上基準 ★ファイナンス・リースに係る収益の計上基準（貸主側） 3種類の方法を選択することになる。該当する場合記載がされているか ①リース取引開始日に売上高と売上原価を計上 ②リース料受取時に売上高と売上原価を計上 ③売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分</p>	
	<p>●5号「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」 「部分時価評価法と全面時価評価法のいずれの方法を採用したか」について記載されているか</p>	
	<p>●6号「のれん及び負ののれんの償却に関する事項」が記載されているか</p>	
	<p>●7号「連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲」 現金及び現金同等物の記載については、具体的な内容を記載しているか</p>	
	<p>●経営者の判断により資金の範囲を変更した場合には、その旨、理由、影響額を記載することとされているが、当該記載が漏れていないか</p>	

<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 <会計処理基準に関する事項></p>	<p>●平成 14 年 1 月 25 日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更（法令の改正等によりある方法の採用が強制され、他の方法を任意に選択しうる余地がない場合）についても、正当な理由による会計方針の変更として取り扱うこととされている。</p> <p>このことに関連して、当連結会計年度は以下の記載が考えられるが、開示が適切に行われているか</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正点</p> <p>★「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 18 号 平成 18 年 5 月 17 日）を適用している場合</p> <p>★「リース取引に関する会計基準」を適用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ファイナンス・リース取引の借主側の記載） ・（ファイナンス・リース取引の貸主側の記載） <p>★「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 26 号 平成 20 年 12 月 5 日）を適用し、当連結会計年度中に債券の保有目的の区分の変更を行った場合</p>	
<p>表示方法の変更</p>	<p>●当連結会計年度では、下記の「表示方法の変更」が考えられるが記載は漏れていないか</p> <p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結貸借対照表関係 ★「たな卸資産」→「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」 ・EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上するための表示方法の変更 <p>●連結キャッシュ・フロー計算書の科目を変更した場合に、表示方法の変更としてその内容の記載がされているか</p>	
<p>注記事項 （連結貸借対照表関係）</p>	<p>●受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高は、保証債務として注記を行う。これらは、注記番号に「※」を付さないが、正しく表示されているか</p> <p>●土地再評価法を適用している場合の注記がされているか 土地再評価法を適用している場合、作成要領参照</p> <p>●当座貸越契約及び貸出コミットメントについて注記する場合の下記記載が適切に行なわれているか</p> <p>（貸手側）</p> <p>貸手側については、金融商品会計に関する実務指針（第 139 項）において、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記することとされている。</p> <p>（借手側）</p>	

		<p>また、借手側については、同実務指針（第 311-2 項）において、<u>その旨及び借入枠から実行残高を差し引いた額</u>を注記することが<u>望ましい</u>とされている。</p>	
(連結損益計算書関係)		<p>●<u>販管費の注記項目として退職給付費用又は（退職給付引当金繰入額）</u>の記載がされているか</p>	
	改正点	<p>★<u>棚卸資産の帳簿価額の切下額を注記する場合、作成要領参照。当該記載が漏れていないか</u></p>	
		<p>●減損損失を計上した場合の損益計算書に係る注記事項</p> <p>●重要な減損損失を認識した場合には、①<u>減損損失を認識した資産</u>、②<u>減損損失の認識に至った経緯</u>、③<u>減損損失の金額</u>、④<u>資産のグルーピングの方法</u>、⑤<u>回収可能価額の算定方法</u>等の事項について以下の注記が適切に記載されているか。記載漏れがないか</p> <p>1 <u>当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要</u> <u>イ 用途</u> <u>ロ 種類</u> <u>ハ 場所</u> <u>ニ その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容</u></p> <p>2 <u>減損損失を認識するに至った経緯</u></p> <p>3 <u>減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</u></p> <p>4 <u>資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法</u></p> <p>5 <u>回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率</u></p>	
(連結株主資本等変動計算書関係)		<p>●「<u>連結株主資本等変動計算書関係の注記事項</u>」として、以下の注記が適切に記載されているか</p> <p>1. <u>発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項</u></p> <p>2. <u>新株予約権及び自己新株予約権に関する事項</u></p> <p>3. <u>配当に関する事項</u></p>	

	<p>●<u>ストック・オプション又は自社株式オプションとして付与された新株予約権については、ストック・オプション等関係において注記されるが、連結株主資本等変動計算書に係る「2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項」に関する注記においては、新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の目的となる株式の数は記載することを要しない（連結財規第 79 条第 2 項）とされているので、これらの欄は「－」となり、当連結会計年度末残高に金額のみを記載することになる。正しく記載されているか</u></p>																			
	<p>●<u>新株予約権の注記対象には、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションは含まれますが、一括法により負債に計上されている、いわゆる転換社債型新株予約権付社債は含まれないとされている。ただし、権利行使された場合の増加株式数が、発行済株式総数に対して重要な影響を与える可能性がある場合もあることから、新株予約権相当額が純資産の部に計上されているかどうかにかかわらず、転換社債型新株予約権付社債など発行済株式総数に重要な影響を与える可能性のあるものについては、注記を行うことは妨げないとされている（「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」第 24 項）。この取扱いに従って適切に開示されているか</u></p>																			
	<p>改正点</p> <p>★<u>金商法の監査報告書日付が株主総会前となる場合には、「決議している」を「決議する」もしくは「決議する予定である」に修正することが適当であるとされている。該当する場合、当該表現となっているか</u></p>																			
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>●<u>「連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項」</u></p> <p>連結財規第 90 条では、5 つの注記事項（実務指針では、その内 3 つの開示例がある）の記載が求められている。漏れなく記載されているか</p> <p>①現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係</p> <p>②株式の取得により新たに連結子会社となった会社がある場合には、当該会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>③重要な非資金取引の内容</p> <p>当該連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額</p>																			
(その他の注記事項)	<p>●<u>連結財規で規定されているその他の注記事項について</u></p> <p>●<u>企業結合会計基準で求められる注記を含め記載が漏れていないか</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>連結財規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な後発事象の注記</td> <td>第 14 条の 2</td> </tr> <tr> <td>追加情報</td> <td>第 15 条</td> </tr> <tr> <td>セグメント情報の注記</td> <td>第 15 条の 2</td> </tr> <tr> <td>リース取引に関する注記</td> <td>第 15 条の 3</td> </tr> <tr> <td>関連当事者との取引に関する注記</td> <td>第 15 条の 4 の 2</td> </tr> <tr> <td>親会社又は重要な関連会社に関する注記</td> <td>第 15 条の 4 の 3</td> </tr> <tr> <td>税効果会計に関する注記</td> <td>第 15 条の 5</td> </tr> <tr> <td>有価証券に関する注記</td> <td>第 15 条の 6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	連結財規	重要な後発事象の注記	第 14 条の 2	追加情報	第 15 条	セグメント情報の注記	第 15 条の 2	リース取引に関する注記	第 15 条の 3	関連当事者との取引に関する注記	第 15 条の 4 の 2	親会社又は重要な関連会社に関する注記	第 15 条の 4 の 3	税効果会計に関する注記	第 15 条の 5	有価証券に関する注記	第 15 条の 6	
項目	連結財規																			
重要な後発事象の注記	第 14 条の 2																			
追加情報	第 15 条																			
セグメント情報の注記	第 15 条の 2																			
リース取引に関する注記	第 15 条の 3																			
関連当事者との取引に関する注記	第 15 条の 4 の 2																			
親会社又は重要な関連会社に関する注記	第 15 条の 4 の 3																			
税効果会計に関する注記	第 15 条の 5																			
有価証券に関する注記	第 15 条の 6																			

		デリバティブ取引に関する注記	第 15 条の 7	
		退職給付に関する注記	第 15 条の 8	
		ストック・オプション等の付与又は交付に関する注記等	第 15 条の 9、10 及び 11	
		パーチェス法を適用した場合の注記	第 15 条の 12	
		持分プーリング法を適用した場合の注記	第 15 条の 13	
		共同支配下の取引等の注記	第 15 条の 14	
		共同支配企業の形成の注記	第 15 条の 15	
		事業分離の注記	第 15 条の 16	
		分離先企業の注記	第 15 条の 17	
		子会社の企業結合の注記	第 15 条の 18	
		企業結合に関する重要な後発事象等の注記	第 15 条の 19	
		事業分離に関する重要な後発事象等の注記	第 15 条の 20	
		子会社の企業結合に関する後発事象等の注記	第 15 条の 21	
		継続企業的前提に関する注記	第 15 条の 22	
(リース取引関係)	改正点	<p>★<u>リース会計基準の適用により、リース取引関係の注記が前期と変わっている。前連結会計年度は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、旧基準での記載が行われ、当連結会計年度は、下記に示す項目について、新基準の表現で記載されているか。又、前期以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の注記（作成要領参照）が正しくされているか</u></p> <p><u>(借主側)</u></p> <p><u>1. ファイナンス・リース取引</u></p> <p><u>(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引</u></p> <p><u>①リース資産の内容</u></p> <p><u>②リース資産の減価償却の方法</u></p> <p><u>(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</u></p> <p><u>①リース資産の内容</u></p> <p><u>②リース資産の減価償却の方法</u></p> <p><u>2. オペレーティング・リース取引</u></p> <p><u>(貸主側)</u></p> <p><u>1. リース投資資産の内訳</u></p> <p><u>2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額</u></p> <p><u>3. オペレーティング・リース取引</u></p>		
	改正点	<p>★<u>転リース取引において借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引の双方がファイナンス・リースに該当し、かつ、当該転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産及びリース債務を利息相当額控除前の金額で計上している場合、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならないとされている。当該記載が漏れていないか</u></p>		

<p>(有価証券関係)</p>	<p>●連結財規第 15 条の 6 に規定されている下記記載が適切におこなわれているか</p> <p>記載例参照</p> <p>1. 売買目的有価証券</p> <p>2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの</p> <p>3. その他有価証券で時価のあるもの</p>	
	<p>●時価が取得原価を超えるものと超えないものとに区分して記載されているか</p> <p>●取得原価の欄は、減損処理後の帳簿価額が記載されているか</p> <p>●差額欄の合計額の金額は、貸借対照表の純資産の部の「その他有価証券評価差額金」と整合性があるか</p>	
	<p>4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券</p> <p>5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券</p> <p>6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額</p> <p>7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額</p> <p>●金額は、額面ではなく償却原価法で記載されているか</p>	
	<p>●当連結会計年度において有価証券の減損処理を行った場合には、減損処理後の帳簿価格を「取得原価」欄に記載することが適当であり、その場合には、減損処理を行った旨及び減損処理金額を脚注表示することが望ましいと考えられる。なお、「金融商品に関する実務指針」第 284 項において、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準について、その内容を注記することが望ましいとされており、記載する場合は、ここに併せて記載することが適当と考えられる減損処理の記載が適切に行なわれているか</p>	
	<p>●「子会社及び関連会社株式で時価のあるもの」は、個別ベースで記載することとされている。なお、時価のない非連結子会社及び関連会社に係る株式及び出資金については、連結貸借対照表の注記事項として連結貸借対照表計上額が記載されるので「5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額」欄に記載を要しないものと解されるが、誤まって記載していないか</p>	
<p>改正点</p>	<p>★「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 26 号 平成 20 年 12 月 5 日）を適用し、債券の保有目的区分の変更を行っている場合には、会計方針の変更に係る記載を行うとともに、連結財規で規定された注記を行うことになる。該当する注記が漏れていないか</p>	

(デリバティブ取引)	<p>●「取引の時価等に関する事項」の記載にあたっては、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、注記から除くことが出来る」とされているが、その場合にはその旨注記されているか</p> <p>なお、ヘッジ会計が適用されるデリバティブ取引であるか否かは、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を参考にして判断する必要がある</p>	
(退職給付関係)	<p>作成要領に示されている記載事例に対応した適切な記載となっているか</p> <p>●記載事例< 1 >標準例</p> <p>①採用している退職給付制度の概要</p> <p>②退職給付債務に関する事項</p> <p>③退職給付費用に関する事項</p> <p>④退職給付債務の計算の基礎に関する事項</p> <p>●記載事例< 2 >退職給付引当金と前払年金費用を個別会社の貸借対照表上ネットした金額で表示している場合</p> <p>●記載事例< 3 >退職給付債務に関する事項の記載を、年金資産と退職給付引当金・前払年金費用の合計値と退職給付債務との差額を説明する方法で記載する場合</p> <p>●記載事例< 4 >厚生年金の代行部分に関する事項を記載する場合（当連結会計年度）</p> <p>●記載事例< 5 >退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行した場合（当連結会計年度）</p> <p>●記載事例< 6 >前連結会計年度において、退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行した場合（当連結会計年度）</p> <p>●記載事例< 7 >厚生年金基金の代行部分の返上を行った場合（当連結会計年度）</p> <p>●記載事例< 8 >「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）に基づく注記を行う場合</p>	
(ストック・オプション等関係)	<p>●「ストック・オプション等関係の注記事項」としての下記記載が適切に行われているか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法 	

	<p>●<u>ストック・オプション等を交付している場合、「当該連結会計年度における費用計上額及び科目名」を注記しなければならないとされている。</u>この場合、<u>科目名として「株式報酬費用」といった名称だけでは損益計算書のどこに計上されているかが明らかでないため、①損益計算書に科目の記載がある場合には財務諸表に掲記又は注記された科目（販売費の「……」、売上原価の「……」など）、又は、②損益計算書に科目がない場合は売上原価、販売費及び一般管理費を科目名とすることが適当とされる。</u>当該開示となっているか</p>	
	<p>●<u>ストック・オプション等に関する会計基準は、会社法施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用することとされているが、各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）の開示については、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションであっても、会社法の施行日以後に存在するものについて適用することとされている。</u>なお、<u>会社法施行日より前に付与されたストック・オプションについては、付与日における公正な評価単価の注記は求められていない。</u>当該開示となっているか</p>	
	<p>●<u>連結財務諸表においては、親会社が付与したストック・オプション等の他、連結子会社が付与したストック・オプション等についても、会計基準で開示が求められているすべての項目について開示の対象となる。</u>なお、<u>持分法が一行連結である趣旨に鑑み、持分法適用会社が付与したストック・オプション等の開示までは求められていないもの</u>と考えられる。当該開示となっているか</p>	
(税効果会計関係)	<p>●<u>税効果を適用した場合、連結財規 15 条の 5 (1) 項に示す</u> 4つの注記事項 <u>の記載がされているか</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 3. 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額 4. 連結決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容及び影響 	
	<p>●<u>減損損失があれば、</u>発生の主な原因別の内訳に記載されているか</p>	

(企業結合等関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●企業結合等関係の注記の記載が漏れていないか <ul style="list-style-type: none"> ・パーチェス法を適用した場合の注記 ・共通支配下の取引等の注記 ・共同支配企業の形成の注記 ・事業分離の注記 	
(セグメント情報)	<ul style="list-style-type: none"> ●各セグメントに配賦できない営業費用がある場合、当該費用を営業費用項目の「消去又は全社」に含めて表示し、その金額及び主な内容を記載しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●記載対象セグメントを変更した場合のほか、営業費用の配賦方法又は資産の処分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由、当該変更がセグメント情報に与えている影響が記載されているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●連結財務諸表に係る会計方針を変更している場合において、当該変更がセグメント情報に重要な影響を与えているときは、セグメント情報に対する影響額を注記しているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な減損損失を認識した場合には、各セグメントへの影響額を記載することとされている。記載が適切に行われているか 	
(関連当事者情報)	<p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ★「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)が平成18年10月17日に公表され、関連当事者の範囲、関連当事者の存在に関する開示について見直しが行われて、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から強制適用されます。同会計基準は、これまでも既に開示されていた内容に加えて、開示すべき関連当事者の範囲及び取引の範囲等が拡充されることによって、注記事項において開示内容の充実が図られたものであること等を勘案すると、新会計基準の適用について追加情報として扱うことが適切と考えられるとされている。追加情報の記載が行われているか 	
	<p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ★関連当事者の範囲が、(i) 親会社の役員及びその近親者、(ii) 重要な子会社の役員及びその近親者、(iii) 従業員のための企業年金(企業年金と会社との間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。)まで拡充されている。これら改正を反映した開示とされているか 	
	<p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ★開示対象となる取引の範囲が拡充され、連結子会社と関連当事者との取引も開示対象とされた。なお、連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引、連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引は、それぞれ区分して記載することとされている。これら改正を反映した開示とされているか 	
	<p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ★関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等がある場合には、それに関する情報も開示が求められることとなった。当該開示が漏れなく記載されているか 	

	改正点	★ <u>関連当事者の存在に関する開示では、(i) 親会社の名称、上場・非上場の別の開示、上場している場合には取引所の名称、(ii) 重要な関連会社が存在する場合には、その名称と要約財務情報の開示が求められることになった。当該開示が漏れなく記載されているか</u>	
	改正点	★ <u>財規の様式第一号（関連当事者情報）が改正されている。新様式で求められる項目が正しく記載されているか</u>	
(開示対象特別目的会社関係)		● <u>開示対象目的会社がある場合</u> には、 <u>開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項を記載する</u> とされている。開示対象目的会社がある場合に当該記載がされているか	
(1 株当たり情報)		●以下の開示が正しくされているか ①1株当たり純資産額 ②1株当たり当期純利益金額（マイナスの場合は「1株当たり当期純損失金額」として開示） ③潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（潜在株式がない場合、マイナス（計算結果が損失となった）の場合、及び、希薄化しない場合はその旨を記載） ④算定上の基礎	
		● <u>財務諸表において、1株当たり純資産額を開示する場合には、当該金額の算定上の基礎として以下の事項を注記することが望ましいとされている。また、他に同様の開示を財務諸表において行っている場合には、その旨の記載をもって代えることができるとされている。記載が適切に行われているか</u> (1) <u>貸借対照表上の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産額の差額（貸借対照表の純資産の部の合計額から控除する金額）の主要な内訳</u> (2) <u>1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数の種類別の内訳</u>	
(重要な後発事象)		下記の記載例を参考に適切な開示がされているか ●記載例 ・ 大量の希望退職者の募集をしている場合 ・ 取引先の倒産等があった場合 ・ 退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行した場合 ・ 厚生年金の代行部分の返上のあった場合 <u>当連結会計年度に厚生年金基金の代行分の将来分支給義務を免除する厚生労働大臣の認可を受け、当連結会計年度末後に厚生労働大臣より代行部分の過去分返上の認可を受けた場合</u> ・ 期末後に株式分割が行われた場合	
⑤ 【連結附属明細表】		● <u>「社債明細表」と「借入金等明細表」が記載されているか</u>	

【社債明細表】		●当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載し、その旨の注記がされているか	
		●連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額が注記されているか	
		●合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有している社債の金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。当該記載は、適切に行われているか	
【借入金等明細表】		●長短借入金を相手先別に記載する必要がなくなっているが、誤って相手先別記載を行っていないか	
	改正点	★短期借入金、長期借入金、リース債務、その他の有利子負債に区分して記載されているか。とくにリース債務の記載が漏れていないか	
		●連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記しているか	
		●合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有している借入金の金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。当該記載は、適切に行われているか	
		●「平均利率」欄には、加重平均利率を記載することとなっている。当該利率を算定する際の利率および残高は期末のものを使うのか、期中平均のものを使うのかは明記されていない。いずれか採用した方法を脚注することが適切と考えられている。当該脚注がされているか	
	改正点	★リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記することとされている。該当する場合、記載が漏れていないか	
(2) 【その他】		下記記載が適切に行われているか	
		●当連結会計年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが予測される事実が生じた場合には、その概要を記載すること（臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては除く）。	
	●企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときはその概要を記載する。		

	改正点	<p>★四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る以下の項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載することとされている。第4四半期の情報まで記載されているか</p> <p>①売上高</p> <p>②税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額</p> <p>③四半期純利益金額又は四半期純損失金額</p> <p>④1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額</p>	
2【財務諸表等】		<p>●財務諸表の作成について、以下の留意点があるが、問題となる記載はないか</p> <p>b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p>	
(1)【財務諸表】		●【損益計算書】→【株主資本等変動計算書】→【貸借対照表】の数値の照合が確認されているか	
	改正点	★平成20年4月1日以後開始する事業年度からXBRLが導入されたことに伴い、【貸借対照表】、【損益計算書】がそれぞれ、新様式に変更されている。新様式で作成しているか	
①【貸借対照表】 ②【損益計算書】	改正点	★平成20年8月7日に財規等が改正され、たな卸資産の記載科目の変更が行われている。正しく表示されているか 前期（商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品） →3区分、①商品及び製品、②仕掛品、③原材料及び貯蔵品 もしくは、「たな卸資産」として一括掲記し、当該項目に属する資産の科目及び金額を注記しているか	
	改正点	★新リース会計基準が適用され、以下の新しい科目が登場する。正しく表示されているか (貸手側) ・リース債権 ・リース投資資産 (借手側) ・リース資産もしくは有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めて表示している ・リース債務	
【製造原価明細書】		●最近2事業年度の製造原価について、製造原価明細書を掲げて比較することとされている。原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明することとされている。これらの記載が漏れなく行われているか	
【キャッシュ・フロー計算書】		●連結財務諸表を作成されていない場合、「キャッシュ・フロー計算書」を作成する必要がある。	

③【株主資本等変動計算書】	改正点	★平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から X B R L が導入されたことに伴い、【株主資本等変動計算書】が、勘定科目を縦に記載する様式に変更されている。新様式で作成しているか	
継続企業の前提に関する注記	改正点	<p>★財務諸表等規則等が平成 21 年 4 月 20 日付け、(継続企業の前提に関する注記) の取扱いが改正された。当該注記の記載に該当するか</p> <p>★財務諸表等規則第 8 条の 27 (継続企業の前提に関する注記)</p> <p>「貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>四 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>★該当する場合、新ルールに従って、注記が記載されているか</p>	
(重要な会計方針)		<p>●下記記載が適切に行われているか</p> <p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (作成要領参照)</p> <p>(1) 売買目的有価証券…時価法 (売却原価は異動平均法により算出している)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券…償却原価法 (定額法)</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出している)</p> <p>② 時価のないもの…移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	

改正点	<p>3. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>★「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応した会計方針の記載がされているか</p> <p>ア. 通常の販売目的で保有するたな卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）</p> <p>イ. トレーディング目的で保有するたな卸資産 時価法 （会計方針の変更）</p> <p>当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用している。・・・（以下記載省略）</p>	
改正点	<p>4. 重要な減価償却資産の減価償却の方法（作成要領参照）</p> <p>★新リース会計基準に対応した会計方針の記載がされているか</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>③リース資産</p>	
改正点	<p>★所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている（作成要領参照）。該当する場合、正しく記載されているか</p>	
	<p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準（作成要領参照）</p> <p>奨励事項として記載例に追加されている。記載されている場合、「換算差額」の記載場所の表現が変更されている。正しく記載されているか</p>	
	<p>6. 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>③ 役員賞与引当金</p> <p>④ 退職給付引当金</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>⑥ 債務保証損失引当金</p>	
	<p>7. ヘッジ会計の方法（作成要領参照）</p> <p>下記の①～④について適切に記載されているか</p> <p>①ヘッジ会計の方法</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>③ヘッジ方針</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法</p>	
	<p>●連結財務諸表を作成していない会社が「キャッシュ・フロー計算書」を掲げている場合、重要な会計方針として「資金の範囲」について具体的に記載されているか</p>	

<p>会計方針の変更</p>	<p>●平成14年1月25日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更（法令の改正等によりある方法の採用が強制され他の方法を任意に選択し得る余地がない場合）についても、正当な理由による会計方針の変更として取り扱うこととされたので留意が必要。</p> <p>当事業年度は以下の記載が考えられるが、開示は適切に行われているか</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正点</p> <p>★「リース取引に関する会計基準」を適用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ファイナンス・リース取引の借主側の記載） ・（ファイナンス・リース取引の貸主側の記載） <p>★「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（実務対応報告第26号 平成20年12月5日）を適用し、当事業年度中に債券の保有目的の区分の変更を行った場合</p>	
<p>表示方法の変更</p>	<p>●「表示方法の変更」をした場合には、その内容の記載が求められる。記載が漏れていないか</p> <p>改正点</p> <p>★「商品」と「製品」から「商品及び製品」、「原材料」と「貯蔵品」から「原材料及び貯蔵品」への変更は、変更の内容が明瞭であると考えられる場合には、表示方法の変更の記載を省略することができると考えられる。当該取扱いに合った記載とされているか</p>	
<p>注記事項 (貸借対照表関係)</p>	<p>●受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高は、保証債務として注記を行っているか。これらは、注記番号に「※」を付さないが、正しく表示されているか</p> <p>●配当制限に関する注記は、会社法以外の法律の規定又は契約による制限を受けている場合に記載する。正しく記載されているか</p> <p>●土地の再評価を行っている場合の注記及び貸借対照表の表示が正しく行われているか</p> <p>下記記載が適切に行なわれているか</p> <p>●当座貸越契約及び貸出コミットメントについて注記する場合</p> <p>(貸手側)</p> <p>貸手側については、同実務指針（第139項）において、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記することとされている。</p> <p>(借手側)</p> <p>また、借手側については、同実務指針（第311-2項）において、その旨及び借入枠から実行残高を差し引いた額を注記することが望ましいとされている。</p>	

(損益計算書関係)	<p>●販管費の注記項目として、<u>退職給付費用又は(退職給付引当金繰入額)</u>を記載されているか</p>																																					
改正点	<p>★<u>棚卸資産の帳簿価額の切下額を注記する場合の記載が作成要領に準備されている。該当する場合記載が漏れていないか</u></p>																																					
	<p>●減損損失を計上した場合の損益計算書に係る注記事項</p> <p>●重要な減損損失を認識した場合には、①<u>減損損失を認識した資産</u>、②<u>減損損失の認識に至った経緯</u>、③<u>減損損失の金額</u>、④<u>資産のグループングの方法</u>、⑤<u>回収可能価額の算定方法</u>等の事項について以下の注記が適切に記載されているか。記載漏れがないか</p> <p>1 <u>当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>用途</u> ロ <u>種類</u> ハ <u>場所</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ニ <u>その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容</u></p> <p>2 <u>減損損失を認識するに至った経緯</u></p> <p>3 <u>減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</u></p> <p>4 <u>資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法</u></p> <p>5 <u>回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率</u></p>																																					
(株主資本等変動計算書関係)	<p>●連結財務諸表を作成していない場合には、財規第 106 条から第 109 条に規定する事項を株主資本等変動計算書に注記することとされている。適切に記載されているか</p>																																					
(キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>●連結財務諸表を作成していない場合には、2 事業年度分の記載があるか</p>																																					
(その他の注記事項)	<p>●連結財務諸表を作成していない場合に作成するものを誤って記載していないか（下記【注】○印）。</p> <p>●企業結合会計基準で求められる注記を含め記載が漏れていないか</p> <table border="1" data-bbox="448 1559 1377 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1559 938 1608">項 目</th> <th data-bbox="938 1559 1131 1608">財 規</th> <th data-bbox="1131 1559 1246 1608">【注】</th> <th data-bbox="1246 1559 1377 1608"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1608 938 1653">重要な後発事象の注記</td> <td data-bbox="938 1608 1131 1653">第 8 条の 4</td> <td data-bbox="1131 1608 1246 1653"></td> <td data-bbox="1246 1608 1377 1653"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1653 938 1709">追加情報の注記</td> <td data-bbox="938 1653 1131 1709">第 8 条の 5</td> <td data-bbox="1131 1653 1246 1709"></td> <td data-bbox="1246 1653 1377 1709"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1709 938 1765">リース取引に関する注記</td> <td data-bbox="938 1709 1131 1765">第 8 条の 6</td> <td data-bbox="1131 1709 1246 1765"></td> <td data-bbox="1246 1709 1377 1765"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1765 938 1821">有価証券に関する注記</td> <td data-bbox="938 1765 1131 1821">第 8 条の 7</td> <td data-bbox="1131 1765 1246 1821"></td> <td data-bbox="1246 1765 1377 1821"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1821 938 1877">デリバティブ取引に関する注記</td> <td data-bbox="938 1821 1131 1877">第 8 条の 8</td> <td data-bbox="1131 1821 1246 1877">○</td> <td data-bbox="1246 1821 1377 1877"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1877 938 1933">持分法損益等の注記</td> <td data-bbox="938 1877 1131 1933">第 8 条の 9</td> <td data-bbox="1131 1877 1246 1933">○</td> <td data-bbox="1246 1877 1377 1933"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1933 938 1989">関連当事者との取引に関する注記</td> <td data-bbox="938 1933 1131 1989">第 8 条の 10</td> <td data-bbox="1131 1933 1246 1989">○</td> <td data-bbox="1246 1933 1377 1989"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1989 938 2047">親会社又は重要な関連会社に関する注記</td> <td data-bbox="938 1989 1131 2047">第 8 条の 10 の 2</td> <td data-bbox="1131 1989 1246 2047">○</td> <td data-bbox="1246 1989 1377 2047"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	財 規	【注】		重要な後発事象の注記	第 8 条の 4			追加情報の注記	第 8 条の 5			リース取引に関する注記	第 8 条の 6			有価証券に関する注記	第 8 条の 7			デリバティブ取引に関する注記	第 8 条の 8	○		持分法損益等の注記	第 8 条の 9	○		関連当事者との取引に関する注記	第 8 条の 10	○		親会社又は重要な関連会社に関する注記	第 8 条の 10 の 2	○		
項 目	財 規	【注】																																				
重要な後発事象の注記	第 8 条の 4																																					
追加情報の注記	第 8 条の 5																																					
リース取引に関する注記	第 8 条の 6																																					
有価証券に関する注記	第 8 条の 7																																					
デリバティブ取引に関する注記	第 8 条の 8	○																																				
持分法損益等の注記	第 8 条の 9	○																																				
関連当事者との取引に関する注記	第 8 条の 10	○																																				
親会社又は重要な関連会社に関する注記	第 8 条の 10 の 2	○																																				

		税効果会計の適用等	第 8 条の 11 及び 12		
		退職給付に関する注記	第 8 条の 13	○	
		ストック・オプション等の付与又は交付に関する注記等	第 8 条の 14、 15 及び 16	○	
		パーチェス法を適用した場合の注記	第 8 条の 17		
		持分プーリング法を適用した場合の注記	第 8 条の 18 及び 19		
		共通支配下の取引等の注記	第 8 条の 20		
		子会社が親会社を吸収合併した場合の注記	第 8 条の 21		
		共同支配企業の形成の注記	第 8 条の 22		
		事業分離の注記	第 8 条の 23		
		分離先企業の注記	第 8 条の 24		
		企業結合に関する重要な後発事象等の注記	第 8 条の 25		
		事業分離に関する重要な後発事象等の注記	第 8 条の 26		
		継続企業の前提に関する注記	第 8 条の 27		
(リース取引関係)	改正点	<p>★リース会計基準の適用により、リース取引関係の注記が前期と変わっている。前事業年度は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、旧基準での記載が行われ、当事業年度は、下記に示す項目について、新基準の表現で記載されているか。又、前期以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の注記が正しくされているか</p> <p>(借主側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>②リース資産の減価償却の方法</p> <p>(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>②リース資産の減価償却の方法</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(貸主側)</p> <p>1. リース投資資産の内訳</p> <p>2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額</p> <p>3. オペレーティング・リース取引</p>			

	改正点	★ <u>転リース取引において借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引の双方がファイナンス・リースに該当し、かつ、当該転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産及びリース債務を利息相当額控除前の金額で計上している場合、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならないとされている。当該記載が漏れていないか</u>	
(有価証券関係)		●子会社株式・関連会社株式で時価のあるものに係る注記について記載がされているか	
		●子会社株式・関連会社株式で時価のあるものがない場合にも、ない旨の記載がされているか	
(ストック・オプション等関係)		●ストック・オプション等を交付している場合、「当該事業年度における費用計上額及び科目名」を注記しなければならないとされている。この場合、科目名として「株式報酬費用」といった名称だけでは損益計算書のどこに計上されているかが明らかでないため、①損益計算書に科目の記載がある場合には財務諸表に掲記又は注記された科目（販売費の「……」、売上原価の「……」など）、又は、②損益計算書に科目がない場合は売上原価、販売費及び一般管理費を科目名とすることが適当と考えられる。正しく記載がされているか	
		●ストック・オプション等に関する会計基準は、会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用することとされているが、各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）の開示については、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションであっても、会社法の施行日以後に存在するものについて適用することとされている。なお、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについては、付与日における公正な評価単価の注記は求められていない。正しく記載がされているか	
		●連結財務諸表を作成している場合には、財務諸表においてストック・オプション等の注記は記載を要しないこととされている。誤って記載していないか	
(デリバティブ取引関係)		●連結財務諸表を作成していない場合は、当該記載がされているか	
(退職給付関係)		●連結財務諸表を作成していない場合にのみ注記が求められているが、適切な開示となっているか	
(税効果会計関係)		●税効果を適用した場合、 <u>4つの注記事項（財規第8条の12）</u> の記載がされているか	
		● <u>減損損失があれば</u> 、発生 の 主 な 原因 別 の 内 訳 に 記載 されて いる か。	
(持分法損益等)		● <u>連結財務諸表を作成していない場合、当該記載</u> がされているか	
(関連当事者情報)		●連結財務諸表を作成している場合には項目名を含めて記載する必要はないが、誤って記載していないか	

		●連結財務諸表を作成していない場合は、当該記載をすることになるが、記載漏れはないか	
(1 株当たり情報)		●以下の開示が正しくされているか ①1株当たり純資産額 ②1株当たり当期純利益金額（マイナスの場合は「1株当たり当期純損失金額」として開示） ③潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（潜在株式がない場合、マイナス（計算結果が損失となった）の場合、及び、希薄化しない場合はその旨を記載） ④算定上の基礎	
(重要な後発事象)		● <u>貸借対照表日後に、財務諸表提出会社の翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したとき</u> は、当該事象を注記しなければならないとされている。記載漏れがないか。	
④【附属明細表】		●財規121条で5種類の作成が求められているが、連結財務諸表を作成している場合「社債明細表」「借入金等明細表」を連結ベースで作成しているため、次に示す <u>3種類</u> 作成する。誤って開示していないか ①有価証券明細表 ②有形固定資産等明細表 ③引当金明細表	
【有価証券明細表】		● <u>金融商品会計に関する実務指針により、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資を有価証券として表示することになっている。正しく記載されているか</u>	
【有形固定資産等明細表】		●有形固定資産等明細表の表示の仕方は、減損損失累計額の金額の記載の仕方によって表示形式が異なっているので注意。詳細は「作成要領」参照	
	改正点	★ <u>当期から「リース取引に関する会計基準」が適用され、「リース資産」が科目で追加された。【有形固定資産等明細表】に「リース資産」が記載されているか</u>	
【引当金明細表】		●引当金明細表については、 <u>退職給付引当金を除く</u> 点について注意が必要である。各「引当金」が記載漏れとなっていないか	
(2)【主な資産及び負債の内容】		●【主な資産及び負債の内容】の記載については、記載上の注意eにおいて、「aからdまでの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。」とされているので、「関係会社株式」や【連結附属明細表】で記載してある「長期借入金」等についても、その額が資産総額の100分の5を超える場合には、記載対象となる。記載漏れはないか	
		●相手先別の金額の記載する対象数は、 <u>5社程度</u> となっているか	
		●記載の対象となる <u>その他資産、負債科目に係る重要性の基準</u> は、 <u>100分の5</u> となっているが、当該重要性に従った記載となっているか	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「関係会社株式」「長期借入金」「繰延税金資産」「退職給付引当金」等についても、その額が100分の5を超える場合は記載対象となるが、当該基準に合致した記載となっているか 	
(3)【その他】	<p>下記記載が適切に行なわれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが予測される事実が生じた場合には、その概要を記載すること（臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては除く）。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときはその概要を記載する。 	
	<p>改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 四半期報告書を提出した会社で、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係る以下の項目の金額について、四半期会計期間の順に記載することとされている。該当する場合、記載が漏れていないか <ol style="list-style-type: none"> ①売上高 ②税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額 ③四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ④1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 	

<p>第6【提出会社の株式事務の概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三号様式には株券喪失登録制度及び単元未満株買増し制度について記載する欄が設けてないが、第二号様式記載上の注意(75) d に基づいて、表中に記載することも考えられる。 ● 基準日後に新たに株主となった者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載することとされている。 ● 定款で単元未満株主の権利行使を制限している場合には、その内容を欄外に注記することとされている。 ● 定款で株主提案権の行使期間を株主総会の日から8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記することとされている。 ● 以上の記載が正しく行われているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>上場会社では、平成21年1月5日付「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)に基づき、株券不発行会社となっていることから、株券の種類や株式の名義書換えの欄自体が不要となる。該当箇所の記載について、誤っていないか</u> 	
<p>第7【提出会社の参考情報】</p> <p>1【提出会社の親会社等の情報】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第24条の7第1項に規定する親会社等がない場合には、その旨を記載することになる。当該開示となっているか ● 提出会社が上場会社でないため、法第24条の7第1項の規定が適用されない場合には、【提出会社の親会社等の情報】の欄に、その旨(例えば、当社は上場会社でないため法第24条の7第1項の適用がない等)を記載することが適切と考えられる。当該開示となっているか 	
<p>2【その他の参考情報】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 【その他の参考情報】の記載漏れがないか ● なお、親会社等から提出される親会社等状況報告書は提出会社が提出した書類には該当しないため、【その他の参考情報】の記載対象とはならない。誤って記載していないか 	
<p>改正点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 【その他の参考情報】の記載対象となっている「法25条1項各号に掲げる書類」に「四半期報告書及びその訂正報告書」「確認書及びその訂正確認書」が含まれる。当該記載が漏れていないか 	
<p>監査報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結・個別ともに、添付される監査報告書の欄外において、①監査報告書は記載された事項を電子データ化したものである旨及び②監査報告書の原本は対象となる連結財務諸表(財務諸表)に添付される形で別途会社に保管されていること、③連結財務諸表(財務諸表)の範囲にはXBRLデータ自体は含まれない旨の記載を監査報告書の欄外に行っているか 	

	改正点	<p>★内部統制報告書制度が導入され、結合型内部統制監査報告書の文例が「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第82号 平成19年10月24日公表）に示されている。監査報告書の記載が改正後の表現を反映したものとなっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前連結会計年度分→独立監査人の監査報告書 ・当連結会計年度分→独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 ・前事業年度分 →独立監査人の監査報告書 ・当事業年度分 →独立監査人の監査報告書 	
添付書類		<p>●定款等の添付漏れがないか</p>	

以 上

『RID ディスクロージャーニュース vol.4』（4月号）の本文中に3箇所誤植がありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

訂正箇所	訂正前	訂正後
<p>6 ページ</p> <p>(1) 株式の総数等</p> <p>・個別チェックのポイントの欄</p>	<p>★財務諸表等規則第61条の規程により、貸借対照表の注記として記載される「会社が発行する株式及び発行済株式の総数」と一致しているか確認が必要です。</p>	<p>★【株式の総数等】には、①【株式の総数】、②【発行済株式】の記載が求められます。（記載上の注意）で求められる各記載項目が正しく記載されているかご確認ください。</p>
<p>7 ページ</p> <p>(4) 発行済株式総数、 資本金等の推移</p> <p>・個別チェックのポイントの欄</p>	<p>★附属明細表の「資本金等明細表」の数値との整合性に留意してください。</p>	<p>(削除)</p>
<p>11 ページ</p> <p>有価証券報告書の記載項目</p> <p>・タイトルの箇所</p>	<p>【資本金等明細表】</p>	<p>(削除)</p>

平成 21 年 3 月期提出用「内部統制報告書」の作成上の留意点について

総合ディスクロージャー研究所主任研究員 川崎治夫

1. 内部統制報告制度の概要

(1) 内部統制報告制度の導入経緯

平成 16 年 10 月に鉄道会社の有価証券報告書の虚偽記載が判明して以降、ディスクロージャーをめぐる不適切な事例が次々と明らかになりました。これを受けて、金融庁では全開示企業に対し「株式の状況」等についての開示内容を自主的に点検するよう要請がなされました。

その結果、多くの会社から訂正報告書が提出されたことから、金融庁は平成 16 年 12 月に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」を公表しました。その中で開示制度の整備として「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査」が検討されました。

平成 18 年 6 月には、内部統制報告制度を盛り込んだ金融商品取引法が公布され、制度の実施のための基準として、平成 19 年 2 月 15 日に企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が公表されました。

この基準及び実施基準を受けて、内部統制府令及び内部統制府令ガイドラインが整備され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から内部統制報告制度が適用されています。

(2) 内部統制報告書の概要

金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項により、上場会社等は内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出しなければなりません。また、この内部統制報告書は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項により、原則として公認会計士等の内部統制監査証明を受けなければならないこととされています。

内部統制報告書の提出対象会社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項の規定により上場会社又は店頭登録会社とされており、同条第 2 項では上場会社等以外の会社でも任意に提出することができることとされ、確認書制度と同様の取り扱いとなっています。

内国会社が提出する内部統制報告書は、内部統制府令第 4 条第 1 項で様式第一号により作成することとされています。

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から内部統制報告制度が適用されていますので、決算期変更を行ったため内部統制報告書の提出義務が発生した特殊な場合として現在 2 社が内部統制報告書を提出しています。EDINETを通じてこれらの内部統制報告書を縦覧することができます。

2. 内部統制報告書の作成要領

(1) 概 要

内部統制報告書は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に規定する企業グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書で、この体制は内部統制府令第 3 条で「当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう」とされています。

また、内部統制府令第 2 条第一号で、財務報告は、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう」とされており、有価証券報告書の「経理の状況」に記載される財務諸表以外の箇所も対象となっています。この詳しい内容は、実施基準「Ⅱ. 1. ①財務報告の範囲」に説明されています。

(2) 様式第一号の内部統制報告書

【表紙】

【根拠条文】

様式の「金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 項」のブランクには、上場会社の場合には「第 1 項」と、非上場会社の場合には「第 2 項」と記載します。

【最高財務責任者の役職氏名】

様式第一号（記載上の注意）

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

（留意事項）

内部統制府令ガイドライン 4-1 が平成 21 年 3 月 24 日に改正され、会社が、会社内部における役職のいかんにかかわらず、財務報告に関し代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合に記載するもので、単に財務を担当している者は含まないこと、最高財務責任者を定めていない場合には、記載を要しない旨が明確にされています。

【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

様式第一号（記載上の注意）

- a 代表者及び最高財務責任者が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨
- b 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称
- c 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨

（留意事項）

① 内部統制基準「Ⅰ. 1. 内部統制の定義（目的）」において、内部統制とは 4 つの目的があることが定義されていて、4 つの目的のうち「財務報告の信頼性」はきわめて重要なもので、内部統制報告書は、主として「財務報告に係る内部統制」について記載する報告書です。

② (記載上の注意) bの準拠した基準の名称は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」その他の準拠した基準の具体的な名称を記載することとされており(内部統制府令ガイドライン4-2)、上述の(意見書)がこれに該当します。

③ (記載上の注意) cの財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨を記載します。

これは、内部統制が固有の限界を有しており、その目的の達成にとって絶対的なものではないことからその旨を記載するもので、実施基準「I. 3. 内部統制の限界」に沿って詳しく記載することも考えられます。

④ 記載文例は、金融庁から平成21年4月2日に公表された「内部統制報告制度に関するQ&A(追加分)」の(問103)に示されています。

【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

様式第一号(記載上の注意)

- | |
|---|
| a 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日 |
| b 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨 |
| c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要 |
| d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲 |

(留意事項)

① 基本的には、実施基準「II. 3. (7) 評価手続等の記録及び保存」に、「経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価手続及びその評価結果、並びに発見した不備及びその是正措置に関して、記録し保存しなければならない」とされており、この記録を基に内部統制報告書の各項目を記載する必要があります。

② (記載上の注意) aの基準日は、内部統制府令第5条第1項に規定されているとおり、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成することとされています。

③ (記載上の注意) cの内部統制の評価手続の概要は、「会社の行った手続のうち、評価範囲内における統制上の要点(財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点をいう)の選定など財務報告に係る内部統制の評価結果に重要な影響を及ぼす手続の概要を簡潔に記載することに留意する」とされています(内部統制府令ガイドライン4-3)。

評価の概要を記載することは、内部統制報告書によって、どこまでを評価したものとして担保し、責任を有するかを明らかにすることでもあります。この記載に際しては、実施基準(参考図2)「財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ」が参考になります。

④ 内部統制は、全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制に分けられ、「経営者は、内部統制の評価に当たって、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(「全社的な内部統制」)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制(「業務プロセスに係る内部統制」)を評価しなければならない」とされています。

⑤ 実施基準「Ⅱ. 2. (2) 評価の範囲の決定」において、「全社的な内部統制は、原則として、すべての事業拠点について全社的な観点で評価すること」とされており、評価範囲を限定することは認められていません（金融庁のQ&A（問3））。

次いで、業務プロセスに係る内部統制のうち、決算・財務報告に係る業務プロセスの評価をします。決算・財務報告に係る業務プロセスとは、「主として経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な内部統制に準じてすべての事業拠点について全社的な観点で評価するもの」で、（注）として手続が例示されています。

決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスについては、評価範囲の絞込みが認められています（概略は 実施基準「Ⅱ. 2. (2) 評価の範囲の決定」、（参考図 2）「財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ」が参考になります）。

⑥ （記載上の注意）dの財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、「評価範囲及びその評価範囲を決定した手順、方法等を簡潔に記載することとされており、やむを得ない事情により、一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること」とされています。

「評価範囲」のうち、業務プロセスの内部統制については、いわゆる「絞込み」を認めています。絞込みを行っている場合には、重要な事業拠点を選定する際に用いた指標、その重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目などについても併せて記載することが必要です（内部統制府令ガイドライン4-4、金融庁のQ&A（問4））。

⑦ 記載文例は、金融庁の「内部統制報告制度に関するQ&A（追加分）」の（問104）に示されています。

【評価結果に関する事項】

様式第一号（記載上の注意）

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

- a 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- b 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- c 重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由
- d 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

（留意事項）

① 一般的には、評価の過程で発見された財務報告に係る内部統制の不備及び重要な欠陥は、適時に認識し、適切に是正措置がとられているので、期末日には財務報告に係る内部統制は有効である場合がほとんどのケースでしょう。

② しかし、中には是正・改善措置が期末日までに完了していない場合も生じます。そこで、（記載上の注意）のaからdの4つのパターンのうち、どれに該当するかを検討し、

その区分に応じて記載します。

③ (記載上の注意) cの重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨、その重要な欠陥の内容及びそれが事業年度末日までに是正されなかった理由は、「是正されなかった理由を記載している場合において、その重要な欠陥の是正に向けての方針、その方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容を併せて記載することができる」とされています(内部統制府令ガイドライン4-5)。

④ (記載上の注意) dの重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨、実施できなかった評価手続及びその理由は、実施基準(参考図3)「業務プロセスに係る内部統制の不備の検討」のように、内部統制の有効性を確認し、業務プロセスに係る内部統制の不備を把握します。

⑤ 重要な欠陥の判断指針

イ 財務報告に係る内部統制の評価結果として内部統制上の不備が発見された場合、その不備が重要な欠陥に当たるかどうかを検討しなければなりません。

ロ 重要性の判定のために、実施基準「Ⅱ. 1. ②重要な欠陥の判断指針 Ⅱ. 重要な欠陥」では、「内部統制の不備が重要な欠陥に該当するか判断する際には、金額的な面及び質的な面の双方について検討を行う」とされています(金融庁のQ&A(問58))。

ハ 「Ⅱ. 重要な欠陥 a. 金額的な重要性の判断」で、例示として、「連結税引前利益については、概ねその5%程度とすることが考えられるが、最終的には、財務諸表監査における金額的重要性との関連に留意する必要がある」とされています。

ニ 次いで「b. 質的な重要性の判断」が示されています。

⑥ (記載上の注意) cの「重要な欠陥があり」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備があるということで、このことをもって、直ちにその企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではありません(金融庁のQ&A(問48))。

従って、「重要な欠陥がある」と開示することは、それだけでは上場廃止や金融商品取引法違反として罰則の対象にもならないものとされています。

⑦ 記載文例は、金融庁の「内部統制報告制度に関するQ&A(追加分)」の(問105)に3つのケースが示されています。

【付記事項】

様式第一号(記載上の注意)

a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象
b 事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

(留意事項)

① 決算日以降、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評

価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、その事象を記載することとされています。

② 事業年度の末日において、重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、記載した重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載することとされています。

③ 米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業は、内部統制府令第 18 条の適用を受けて米国における内部統制報告書を日本語により作成することができます。

この場合には、内部統制府令第 20 条により、第 18 条の規定を適用しないで内部統制報告書を作成する場合との主要な相違点を追加して記載する必要があります。

④ 記載文例は、金融庁の「内部統制報告制度に関する Q & A (追加分)」の (問 106) に示されています。また、該当がない場合には「該当事項なし」と記載することとなる旨が示されています。

【特記事項】

様式第一号 (記載上の注意)

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載すること。

(留意事項)

① 記載した特記事項は、内部統制監査の対象となります。

② 記載文例は、金融庁の「内部統制報告制度に関する Q & A (追加分)」の (問 107) に示されています。また、該当がない場合には「該当事項なし」と記載することとなる旨が示されています。

3. 財務報告に係る内部統制監査

(1) 概 要

金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項で、内部統制報告制度の対象会社が提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないとされています。

(2) 内部統制監査報告書の取扱い

① 内部統制基準「Ⅲ. 2. 内部統制監査と財務諸表監査の関係」において、内部統制監査は、原則として、同一の監査人により、財務諸表監査と一体となって行われるものである旨が示されています。

② これを受けて、内部統制府令第 7 条において監査人が内部統制監査の意見を表明するために作成する内部統制監査報告書は、監査報告書作成の負担を軽減する観点や監査報告書利用者の利便性の観点から、「内部統制監査報告書は、原則として財務諸表監査の監査報告書と合わせて作成することとされています。

この「内部統制監査報告書を監査報告書と合せて作成するとは、財務諸表監査における監査報告書の次に内部統制監査報告書を付加する形式によることをいう」とされています（内部統制府令ガイドライン7-1）。

- ③ また、「連結財務諸表に対する監査報告書と内部統制監査報告書が合せて作成されているときは、その会社の財務諸表に対する監査報告書に対して、内部統制監査報告書を合せて作成する必要がない」とされています（内部統制府令ガイドライン7-2）。
- ④ 有価証券報告書の提出に当たっての留意事項として、平成21年3月24日に内部統制府令ガイドライン7-3が新設され、「統合された監査報告書及び内部統制監査報告書は、有価証券報告書の連結財務諸表のみに添付することとし、内部統制報告書には添付しないことに留意する」とされています。

（3）内部統制監査報告書の記載事項

- ① 内部統制府令第6条第1項で、内部統制監査報告書には、一 内部統制監査の対象、二 実施した内部統制監査の概要、三 監査意見、四 追記情報、五 利害関係を簡潔明瞭に記載し、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押印することとされています。
- ② これらの各事項に記載する内容は、内部統制府令第6条第2項～第6項に定められています。

（4）内部統制監査報告書の文例

日本公認会計士協会の平成19年10月24日 監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」（最終改正 平成21年3月23日）に文例が示されています。

**平成21年4月2日付 金融庁公表
「内部統制に関するQ & A（追加分）」に基づく記載例**

(本稿では、内部統制に関するQ & A問101から107を参考に内部統制府令様式第一号に基づく記載例を作成いたしました。記載内容については、各企業の実情等に応じて記載することが適当であり、記載内容の例については、あくまでも参考であることに留意する必要があると示されていますので、ご注意ください。

なお、内部統制報告書の記載に当たっては、内部統制に関するQ & A問101から107までを再度ご確認ください。)

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月○日
【会社名】	タカラ株式会社
【英訳名】	Takara Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宝 太 郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 ○ ○ ○ ○
【本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【縦覧に供する場所】	タカラ株式会社大阪支店 (大阪市中央区瓦町三丁目6番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

内部統制府令

第一号様式（記載上の注意）（以下記載上の注意）

- (1) 一般的事項
 - a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
 - b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、内部統制報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- (2) 会社名
提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
法第27条の30の5第1項の規定により内部統制報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。
- (4) 最高財務責任者の役職氏名
会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。
法第27条の30の5第1項の規定により内部統制報告書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。
- (5) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

内部統制府令ガイドライン

- 4—1 内部統制府令第1号様式記載上の注意(4)又は第2号様式記載上の注意(4)に規定する最高財務責任者については、次の点に留意する。
 - 1 会社が、会社内部における役職のいかんにかかわらず、財務報告に関し代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は、含まない。
 - 2 会社が、最高財務責任者を定めていない場合には、「内部統制報告書の最高財務責任者の役職氏名」への記載は要しない。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長××××及び取締役副社長××××は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成2×年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社×社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社×社及び持分法適用関連会社×社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

(記載上の注意)

- (6) 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- a 代表者及び最高財務責任者(会社が(4)の最高財務責任者を定めている場合に限る。)が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨
 - b 財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称
 - c 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨
- (7) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- a 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日
 - b 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨
 - c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要
 - d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲
財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

内部統制府令ガイドライン

- 4-2 内部統制府令第1号様式記載上の注意(6)のb又は第2号様式記載上の注意(7)のbに規定する「財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称」には、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」その他の準拠した基準の具体的な名称を記載する。
- 4-3 内部統制府令第1号様式記載上の注意(7)のc又は第2号様式記載上の注意(8)のcに規定する「財務報告に係る内部統制の評価手続の概要」には、会社の行った手続のうち、評価範囲内における統制上の要点(財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点をいう。)の選定など財務報告に係る内部統制の評価結果に重要な影響を及ぼす手続の概要を簡潔に記載することに留意する。
- 4-4 内部統制府令第1号様式記載上の注意(7)のd又は第2号様式記載上の注意(8)のdに規定する「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載については、次の点に留意する。
- 1 財務報告に係る内部統制の評価範囲としては、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした旨を記載する。
 - 2 当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、連結財務諸表における売上高その他の指標の一定割合を基準として重要な事業拠点を選定する際の当該指標及び一定割合、当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目などについても併せて記載することに留意する。

3 【評価結果に関する事項】

(1) 内部統制が有効である場合

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(2) 重要な欠陥があり、内部統制が有効でない場合

(当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等を記載している例)

① 内部統制の評価を実施した場合

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断した。

記

当社は、××事業部において、顧客との間に物品及びサービスの複合契約を個別に締結しているが、適正な収益計上に必要な契約内容の検討及び承認手続の運用が不十分であったため、当期の売上高及び前受収益について重要な修正を行うことになった。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、××事業部を始めとする連結グループ全体について、上記複合契約に係る当社のビジネス及び経理並びに財務の知識・経験を有した者を当該検討及び承認手続に従事させることができなかったためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの人員の制約はあるものの、環境を整備し、外部専門家等の活用も含め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

② 内部統制を整備せず評価を実施しなかった場合

当社は財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していないため、全社的な内部統制に不備が存在する。当該内部統制の不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断した。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施していない手続は、連結子会社における財務報告に係る内部統制における一連のプロセスである。

財務報告の信頼性に関するリスクの評価と対応を実施しなかった理由は、連結グループ全体において、間接部門を中心に人員を削減しており、連結子会社において経理及び財務の知識・経験を有した者をリスクの評価に従事させることが困難であったためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、これらの人員の制約はあるものの、環境を整備し、今後×年間で評価を完了させる方針である。なお、×か年計画の概要は次のとおりである（一部海外連結子会社に関しては、それぞれ計画が1事業年度遅れることが見込まれるが、最終的な評価完了予定年度は平成2×年度である。）。

(×か年計画)

.....

(記載上の注意)

(8) 評価結果に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

- a 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- b 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- c 重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由
- d 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

内部統制府令ガイドライン

4-5 内部統制府令第1号様式記載上の注意(8)のc又は第2号様式記載上の注意(9)のcの規定により、重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由を記載している場合において、当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容を併せて記載することができる。

4 【付記事項】

(該当事項が無い場合)

該当事項なし。

(1) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象がある場合

事業年度の末日後、アジア地域における販売強化策の一環として、×社を買収し、連結子会社とした。この買収は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(2) 事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、リース事業部に営業担当取締役直轄のプロジェクトチームを設置した。同プロジェクトチーム主導で、リース事業部において契約内容の検討及び承認手続に係る新たな業務フローを整備及び運用し、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備及び運用状況の評価を行った。評価の結果、内部統制報告書提出日において、リース事業部における適正な収益計上に必要な契約内容の検討及び承認手続に係る内部統制は有効であると判断した。

5 【特記事項】

(該当事項が無い場合)

該当事項なし。

(記載上の注意)

(9) 付記事項

a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

決算日以降、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。

b 事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

事業年度の末日において、重要な欠陥があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合におい

て、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、

記載した重要な欠陥を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること。

(10) 特記事項

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載すること。

RID ディスクロージャーニュース 臨時号

2009年5月発行

編集・発行 総合ディスクロージャー研究所
宝印刷株式会社
(総合ディスクロージャー研究所事務局)
〒171-0033
東京都豊島区高田 3-32-1 大東ビル3階
TEL 03-3971-3154

無断掲載・複写を禁じます。



総合ディスクロージャー研究所



本社 / 〒171-0033 東京都豊島区高田3-28-8 Tel. 03 (3971) 3101代表
大阪支店 / 〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 Tel. 06 (6203) 5760代表
札幌営業所 / 〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 Tel. 011 (271) 9891代表
横浜営業所 / 〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 Tel. 045 (317) 6461代表
名古屋営業所 / 〒460-0003 名古屋市中区錦1-20-25 Tel. 052 (221) 6901代表
広島営業所 / 〒730-0031 広島市中区紙屋町1-1-20 Tel. 082 (241) 0755代表
福岡営業所 / 〒810-0001 福岡市中央区天神 3-4-8 Tel. 092 (712) 0012 代表